

労 働 保 險 及 職 工 貯 蓄

衆議院に於ける片岡直溫氏の労働問題に関する質問

一月二十一日衆議院に於て片岡直溫氏は左の如く労働問題に關して質問をした。

今回の戦争に依りて國民思想上に種々の影響を及ぼしたが將來に於て極めて紛糾を來だし極めて重大なる關係をもつ所のものは資本家對從業者の關係である。事業其ものより觀れば資本と労働とは不可分のものなるも、利害と云ふ點より觀れば兩者は相反する關係にあると思ふ。此衝突する傾きある兩者の關係を程よく調停して行くのは國民の自覺に待たねばならぬのは勿論の話なるが爲政府も之を等閑に附する事は出來まい。時局以前と今日とでは職工數は倍以上増加をして居る而して此等の職工は一部には組合組織の方法にて安定の方法を講じて居るものもあるが大部分は今後の經濟界の推移如何によりては甚だしく不安定の狀態にあるものである。之等の者を如何にして安定を得せしむるかは實に深重の調査研究を要するのである。而して此大部分の者に對して最も應用し易きものは所謂労働保険、疾病保険、及疾病保険等である。此等の事項は西洋にある其儘を日本に移す譯には行かず日本は日本で特別に調査研究をなす必要がある。然るに調査をなすには是非費用が要るのであるが何故に現政府は之に對して費用を置かないのであるか。費用はなくとも調査は出來ると云ふ確信があるのであるか。

之に對して原總理大臣は次の如く答へた。

労働問題は政府に於ても種々考へつゝあるが是は諸般の問題に關係し居る故に一端を擧げて解決すると云ふ譯に行かない。之に就ては餘程の調査をしなくては解決の出來ない六つかしい事である。而して此調査に對する費用を何故要求しないかと云ふ事であるが費用は別に要らない。各當局官廳に於て出来る故に常に其調査を進めて居る次第である。

簡易生命保険課長會議に於ける遞信次官の訓示

一月十四日遞信省構内にて簡易生命保険課長會議に於て中西次官は左の如き訓示をなした。

(前略)今や歐洲戰塵歟まり國際的兵戈は國際的經濟戰と代り産業組織の變革は社會問題の擴大、労働問題の錯綜を齎すは蓋し明々白々なり。殊に國民生活の安定勞働者の救護は實に戦後我國當面の大問題なり。而して之が對策として保險思想の普及は勤儉治產の獎勵と相俟つて最も喫緊の要務なりとす。我簡易保險制度は早晚實施せらるべき労働保險の先驅として薄資者の爲に自由にして且簡便なる災危救濟機關たるの目的を有し、社會問題の解決に極めて有力なる手段たり。然るに本制度により共濟の目的を達する事を要する者にして未だ本制度を利用せざる者の數尙甚だ多し。諸君は徒らに現時の隆盛に眩惑さるゝ事なく益々緊張し一層斯業の爲に奮勵努力せら

れん事を望む。

簡易生命保険と労働保険

労働保険に關する論議は労働問題を研究して居るあらゆる機關に於て高調されて居るが遞信省では簡易生命保険制度を直ちに労働保険に應用すべきや又は労働保険は簡易生命保険と各別に設けるやに就て種々研究を重ねて居る。元來簡易生命保険は貧民救助を目的としたものであるのに労働保険は労働者保護を目的としたものである、之れ故二者は別々の範囲の者を対象として居るから二つを區別したがよいと云ふ意見が大體有力である。

目下政府の行ふて居る簡易生命保険は二百五十圓を

限度として居るが、之れでは餘り貧弱である故貧民救助と云ふ意味から云ふても五百圓位に増加する必要がある。此點は政府も認めて居る様である。倣て四月上旬現存の簡易生命保険加入人員は百三十八萬人、保険契約高八千萬圓、加入者の支拂による積立金三百五十萬圓（開始以來一年半）である。遞信省では此積立金を利用して社會政策的方面に運用しやうとの案も立てゝ

居る。

東京菓子職工の強制貯金

四月七日、東京菓子同業組合は役員會を開き、全市の菓子職工徒弟に對して半強制的に郵便貯金を行はしめる事を決議した。其目的は生活の安定を計り、轉勤の惡風を矯正し、稼業を樂しむ風習を養ふと云ふのである。其方法は給料中月掛貯金を雇主が出すか、増給の半額を貯金に當てしむるか、郵便貯金の利息四分八厘は安きに過ぐる故雇主が更に五分二厘の利息を補給するかの何れかを取ると云ふ。

職工の貯蓄状態

農商務省調査によれば工場法適用工場中工場法施行令第廿四條及び廿五條の規定に従つて職工の貯金管理をして居る工場は其總數一千七百四十二であつて、適用工場總數七萬九千四十七に比較せば僅かに八分強である。而して貯金を爲し居る職工數は二十四萬三千九百十三人にして、貯蓄工場職工總數四十四萬六千二百四十九人に比すれば五割四分強となるも、適用工場に

於ける職工總數百十二萬三百二十八人に對比せば二割一分強に過ぎない。又貯蓄總額は六百六十四萬三千八百九十一圓餘であるが、貯蓄工場數に充當せば一工場平均三千七百五十六圓餘で、貯蓄職工數に割當てたならば一人平均二十六圓餘である。而して上記の貯金管理法は次の如くである。

工場數	貯蓄職工數 人	貯金高 円	一工場平均 円	一人平均 円
郵便貯金	六九	一三・二八	一・二五	二・八一
銀行預金	五三	三・六四	一・〇九	三・〇一
工場預金	五一	三六・三七	五・三五・二六	九・零

大阪に於ける職工強制貯金

現在大阪の大工場に於ける職工の強制貯金を觀るに大阪鐵工所では二週間中の一日分を、住友伸銅所では一ヶ月分の百分の四乃至六を、住友鑄鋼所では一ヶ月の百分の四を預金して居るのであるが、其預金は退職の場合でなければ請取る事が出來ない。而して戰時中は此強制貯金も職工側から喜んですると言ふ風であつたが今年に入つてからは次第に職工側で出し濫る者が多くなつた。

鐵道院門司管理局内の庶民 銀行案

門司管理局では一株五十錢にて一千圓の庶民銀行を起し、其從業員を株主とし、鐵道救濟組合の消極的救濟方法と相俟つて積極的に貯蓄心を獎勵し且つ必要の場合に會員の融通をなす方法を探ると云ふ。